

一、争議判決當額の物品を課来とせ樂取せらるる  
 一、本争議の關シテ既済取替來共樂取せらるる  
 一、争議中、日録(買請金平日)を全額支拂ひ  
 一、争議費取全額を「買請金」に充てん  
 一、工機主費取全額買請金に充てん  
 一、食堂及び調理場を「買請金」に充てん  
 一、山田「買請金」に充てん  
 一、山田「買請金」に充てん  
 一、山田「買請金」に充てん

法人協同會各古屋出張所  
 法人協同會各古屋出張所  
 法人協同會各古屋出張所

中山祝、石川等は工場主と交渉を重ねたるも、  
 すると云ふ程度にして更に九日午前十一時より交渉したるも妥協  
 成らず十一日にも交渉したるも依然兩者強硬にして工場主は争議  
 團員全員解雇、直に工場を退去求めたるに争議團員不穩の形勢あ  
 りたる爲め十名は所轄江川警察署に検束せられるなど争議は尖鋭  
 化するに至つたので縣の犬飼、小酒井兩調停官補所轄水野警部補  
 等の斡旋に依り十二日午后五時三十分左の條件に依つて圓滿解決  
 した。

解決條件

- 一、要求書第四項第八項第九項ノ三項ヲ除キタル他ノ項目ハ全部事業主ニ於テ承認ス
- 一、但第一項ニ關シテハ別添誓約證ヲ入ル、コト
- 一、事業主ハ鑄物型込、鍋仕上、鋳工各部従業員(争議参加者)二十名ニ對シ金一封(八十圓)ヲ提供スルコト
- 一、鑄物型込部ノ十二名ニ對スル解雇ハ全部取消シ鐵工部ハ明十三